公告第285号

次のとおり制限付一般競争入札を執行する。

令和８年11月24日

郡山市長　椎根　健雄

第１　制限付一般競争入札に付する事項

１　募集件名　　広報こおりやま広告掲載業務

２　施行場所　　郡山市が指定する場所

３　募集内容　　広報こおりやまへの広告掲載に関し、広告主の募集及び入稿等の業務を行う者を募集する。

４　広告掲載期間　　令和９年５月号（令和９年５月１日発行）から令和10年４月号（令和10年４月１日発行）まで

５　契約期間　　契約締結の日から令和10年３月31日まで

第２　入札書等提出期日並びに開札の場所及び日時等

当該入札については、郵便入札により執行する。

１　入札書等提出期日

(1) 令和８年12月17日(木)　(配達日指定)

(2) 提出先（送付先）　〒963-8601
郡山市朝日一丁目23番７号
郡山市役所内郵便局留　郡山市政策開発部広聴広報課

(3) 郵便局窓口差出開始日　令和８年12月８日(火)

(4) 郵便局窓口差出期限日　令和８年12月14日(月)

２　開札の場所及び日時

(1) 場所　郡山市政策開発部広聴広報課（郡山市役所本庁舎２階）

(2) 日時　令和８年12月18日(金)　午前10時

※１　開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて執行する。

※２　入札参加者は、開札を傍聴することができない。

３　入札書等の郵送方法

入札書等の提出は、入札参加者の費用負担により次の郵送方法で提出すること。

(1) 入札書等の提出は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、本公告第２の１の(1)に掲げる日を配達日に指定した上で（配達日指定郵便)、郵便局の窓口から郵送すること。

※　配達日指定郵便は、郵送できる期間が限られているとともに、発送場所によっては上記差出期限日に差し出しても提出期日の到着に間に合わない場合もあることから、必ず差し出す予定の郵便局で事前に期日の確認をすること。

(2) 入札書等の提出は、中封筒（長形３号封筒）と外封筒（角形２号封筒）の二重封筒とすること。

(3) 中封筒には、入札書等を入れ、封筒の表面に中封筒用の貼付け用紙を貼り、入札参加者の住所、商号又は名称を記載した上で封印すること。(裏面の継ぎ目部分３か所に押印すること。)

(4) 外封筒には、入札書等を封入した中封筒を入れ、封筒の表面に外封筒用の貼付け用紙を貼り、入札参加者の住所、商号又は名称を記載した上で封印すること。(裏面の継ぎ目部分３か所に押印すること。)

4　入札回数

(1) 入札回数は、原則１回とする。ただし、予定価格以上の価格の入札がないときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の８第３項の規定により、再度の入札を行うものとする。この場合においては、第１回目の入札結果及び再度の入札を行う旨を直ちに入札参加者に伝えるものとする。

(2) 再度の入札は、原則１回とする。

(3) 入札が無効になった者は、その後の再度の入札には参加できないものとする。

(4) 再度の入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第 167 条の２第１項第８号の規定により、随意契約とする。

第３　入札に参加する者に必要な資格

本業務の入札に参加することができる者の資格は、次に掲げるとおりとする。

1　施行令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

2　郡山市広告掲載基準（平成 27 年４月１日制定）第３条各号のいずれにも該当しない者であること。

3　国又は地方公共団体の契約に係る指名停止等措置期間中の者(入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。)でないこと。

4　会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

5　役員等が、郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第２条第２号に規定する暴力団員又は第８条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。

6　過去５年（令和３年４月１日から令和８年３月 31 日まで）の間に国又は地方公共団体の広告掲載業務又は類似とみなされる同等の業務を完了した実績が２件以上ある法人であること。

7　中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合の構成員にあっては、加盟する協同組合が本件の入札に参加していないこと。

8　募集要項が示す条件等を満たすことができる者であり、第三者を経由せず契約を締結できる者であること。

第４　募集要項等の入手方法

郡山市ウェブサイトから閲覧及びダウンロードすること。

「郡山市ウェブサイトー入札・契約ポータルサイトー入札情報－その他の業務」

https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/58823.html

第５　入札参加の申込み

1　入札参加を希望する者（入札参加資格を有しないことが明らかである者を除く。）は、募集要

項等の内容を確認した後、入札参加申請書（第１号様式）及び入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書等を郡山市長に提出しない者又は入札参加資格を有しないと認められた者は、入札に参加することができない。

２　申請書等の受付

(1) 提出期限 令和８年 12 月４日(金)午後４時 30 分（必着）

(2) 提出場所 郡山市政策開発部広聴広報課（郡山市役所本庁舎２階）

(3) 提出方法

電子メール、持参又は送付による。電子メールの場合は、メール送信後、必ず電話で到達確認を行うこととする。持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成２年郡山市条例第７号）第１条に規定する市の休日を除く午前９時 00 分から午後４時 30 分までの受付とする。送付の場合は、書留等の発送・配達の確認ができる方法によることとし、提出期限までに到着したものを有効とする。

(4) 提出書類

ア　入札参加申請書（第１号様式）及び入札参加資格確認資料

※入札参加資格確認資料は、本公告第３の６に掲げる条件を確認できるもの

イ　履歴事項全部証明書（３か月以内に発行されたもの。写し可。）

ウ　納税証明書（３か月以内に発行されたもの。写し可。）

（ア）国税　　様式その３の３

（イ）市（区町村）税　　本店所在地における直近２年分の法人市（区町村）民税、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税、事業所税、入湯税

※法人市（区町村）民税以外は、納税義務のある者に限る。

３　確認結果の通知

入札参加資格の確認は、２に定める申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は入札参加資格確認通知書（第２号様式）により令和８年 12 月８日(火)までに通知する。

第６　募集要項等に対する質疑応答

１　募集要項等に対する質問がある場合は、質問回答書（第３号様式）を令和８年 12 月２日(水)午後４時 30 分までに広聴広報課宛て電子メールで提出するものとする。なお、メール送信後、必ず電話で到達確認を行うこと。

２　質問に対する回答は、令和８年 12 月３日(木)までに質問回答書（第４号様式）により質問者に回答するとともに、郡山市ウェブサイトに掲載するものとする。

第７　入札保証金

郡山市契約規則（昭和 40 年郡山市規則第 49 号。以下「規則」という。）による。

なお、免除する場合において、落札者が契約を締結しない場合は、免除した入札保証金（入札金額の 100 分の５以上）と同額の金額を郡山市に納付すること。

第８　入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする

ため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

第９　入札の中止等

本業務に関し、公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

第 10　入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

第 11　落札者の決定等

落札者は、予定価格以上の価格で、最高価格をもって入札した者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

第 12　契約の締結及び契約書の作成

１　落札者の決定後、７日以内に行われなければならない。

２　本件は、電子契約により締結できるものとする。

３　落札者が、電子契約による締結を希望する場合は、電子契約同意書兼メールアドレス申出書を郡山市へ提出するものとする。

４　契約書は郡山市が作成するものとする。

５　落札決定から契約締結までの間に、落札者が次のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

(1) 本公告中第３に掲げる資格を満たさなくなったとき。

(2) 指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。（指名停止基準に該当することとなったときを含む。）

(3) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。

６　５の規定により契約を締結しなかった場合に生じる損害については、郡山市は一切の責めを負わないものとする。

第 13　契約保証金

１　落札者は、規則第７条の規定により、契約保証金を納めなければならない。

２　契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。

３　次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

(1) 落札者が、保険会社との間に郡山市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を郡山市に提出したとき。

(2) 落札者が過去２年の間に、国又は地方公共団体とその種類及び規模がほぼ同じ契約を２回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

４　契約保証金の納入又は減免書類の提出は契約締結までに行うこと。

５　契約保証金は、本業務完了後の検査が終了した後に、請求により落札者に還付する。

第14　入札に関する注意事項

1　郡山市長から入札参加資格を有することを確認された旨の入札参加資格確認通知書（第２号様式）を受けた入札参加者は、募集要項、入札条件及び契約方法等を熟知の上、入札しなければならない。

2　入札書には、募集件名を記載すること。

3　入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

4　入札者が１者であっても、入札を執行するものとする。

5　入札参加資格確認通知書（第２号様式）を受理した後、開札完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができるものとし、入札を辞退する場合は、その旨を書面により申し出るものとする。なお、入札を辞退した場合に、これを理由として以降の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

6　その他必要な事項は、規則及び郡山市郵便入札参加者心得による。

第15　その他

1　本公募は、郡山市の令和９年度の広報こおりやま発行に関する当初予算の成立が前提であり、令和９年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるよう、予算成立前に公募の手続きを行うものである。したがって、予算が成立しなかった場合には、本事業の全部又は一部を実施しない場合がある。

2　本件は、郡山市公契約条例（平成 28 年郡山市条例第 64 号）に規定する公契約であることから、当該条例の趣旨をよく理解し、遵守すること。

第16　問合せ及び書類提出先

〒963-8601
福島県郡山市朝日一丁目 23 番７号　郡山市役所本庁舎２階
郡山市 政策開発部 広聴広報課 広報係
電話　024-924-2061、ファクシミリ　024-924-3180
メールアドレス　kocho@city.koriyama.lg.jp